

「ジカウイルス感染症に関する関係省庁対策会議の開催について」等の廃止及び「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会の開催について」の一部改正について

令和5年4月7日
国際的に脅威となる
感染症対策の強化の
ための国際連携等
関係府省連絡会議議長
決 定

1 ジカウイルス感染症に関する関係省庁対策会議の開催について（平成28年2月2日国際的に脅威となる感染症対策推進チーム長決定）、開発途上国の感染症対策に係る官民連携会議の開催について（平成28年4月21日国際的に脅威となる感染症対策推進チーム長決定）、薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議の開催について（平成28年10月4日国際的に脅威となる感染症対策推進チーム長決定）、未承認薬の海外提供に関する関係省庁調整会議の開催について（平成29年7月12日国際的に脅威となる感染症対策推進チーム長決定）、未承認薬の海外提供に関する専門委員会の開催について（平成29年7月12日国際的に脅威となる感染症対策推進チーム長決定）及び国際感染症緊急事態への国際貢献に係る専門委員会の開催について（令和2年2月10日国際的に脅威となる感染症対策推進チーム長決定）は、廃止する。

2 感染症研究拠点の形成に関する検討委員会の開催について（平成28年3月31日国際的に脅威となる感染症対策推進チーム長決定）の一部を次のように改正する。

第1項中「国際的に脅威となる感染症対策推進チームの設置について」を「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係府省連絡会議の開催について」に、「第5項」を「第4項」に改める。

第4項中「内閣官房国際感染症対策調整室」を「内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室新型インフルエンザ等対策室」に改める。

第5項中「チーム長」を「主査」に改める。

別紙中「内閣官房内閣審議官（国際感染症対策調整室長）」を「内閣官房内閣審議官（新型コロナウイルス等感染症対策推進室新型インフルエンザ等対策室長）」に、「厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当）」を「厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月7日から施行する。